

審 第 2 1 3 7 号

答 申 第 5 1 0 号

平成 3 1 年 1 月 2 5 日

千葉県教育委員会教育長

澤川 和宏 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 9 年 7 月 6 日付け教職第 3 7 2 号— 1 による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第 8 5 3 号

平成 2 9 年 5 月 1 8 日付けで審査請求人から提起された、平成 2 9 年 4 月 1 4 日付け
教職第 5 7 号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成29年4月14日付け教職第57号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書開示請求

審査請求人は、平成29年3月15日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「平成28年度教育功労者・学校教育の部・個人の部・県立学校の選考過程が判明する文書」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、平成28年度千葉県教育功労者表彰候補者の推薦について（回答）（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年5月18日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件審査請求の対象文書及び対象部分

本件審査請求の対象文書は、開示文書中、「平成28年度教育功労者表彰候補者名簿」（以下「本件名簿」という。）及び「履歴書」である。

また、本件審査請求は、本件名簿のうち、「年齢」及び「通算」欄並びに「年度」、「年」及び「月」欄の開示部分並びに「履歴書」のうち、「職務の遂行に係る情報」の部分を開示するよう求めるものである。

(2) 上記対象部分に係る「開示しない理由」

本件決定に係る決定通知書に記載された、本件審査請求の対象部分に係る「開示しない理由」は以下のとおりである。

年月等は、個人に関する情報であって、たとえ特定の個人を識別することができないとしても、通常他人に知られたくないと望む個人の経歴・評価が記載されており、開示すると、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため（2号）

履歴書等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため（他の情報と照合することにより、識別することができることとなるものを含む。）（2号）

(3) 不可解な「理由」、不誠実な「決定」

まず、上記（2）で引用した「開示しない理由」の前段において、「たとえ特定の個人を識別することができない」の部分は不可解である。本件開示文書には、氏名等を不開示とした部分はなく、「職名」及び「氏名」が明らかになっている。

すなわち、「特定の個人を識別することができない」情報はないのである。なぜ、このような記述があるのだろうか。

多分、本件決定に当たって、教総第77号辺りの理由欄を“コピペ”したに違いない。当該文書をよく見もせず起案し、稟議においても誰もチェックせず決裁したものである。

したがって、本件決定は、いかげんな決定と言わざるを得ない。この一事をもって、本件決定は取消しを免れないだろう。

(4) 本件名簿の記載について

本件名簿の「通算」、「年度」、「年」及び「月」欄の記載は、「職務の遂行に係る情報」であり、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示されるべきである。

なお、教育長は、上記(2)のとおり、「通常他人に知られたいと望む個人の経歴・評価が記載されており、開示すると、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報である」と主張するが、教職員の異動に係る情報は、年度末に報道発表されているところであり、ましてやそれは教育長自らが教職員に断りもなく行っていることなのである。

そもそも、公務員の職務の遂行に係る情報の開示については、「通常他人に知られたいと望む情報」であってもこれを受忍し開示するとしたものであって、「著しい権利侵害のおそれ」が具体的に立証され得る場合に限り不開示とすべきものである。

また、「年齢」欄の記載についてであるが、県立学校個人の部の受賞基準に「受賞する年度で定年(60歳)に達する者であること」とあるため、候補者らは「年度末に60歳になる」ことは明らかになっている。すなわち、「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別される情報」が開示されていることになる。

これは恐らく、条例第8条第2号ただし書イを適用したものと思われる(例えば、教育奨励賞の受賞者(児童生徒)の学年が明らかにされるのと同じ)。

仮に「年齢」欄の記載に「60歳」と「59歳」が混在していたとしても、個人の生年月日が明らかになるわけでもなく、「年齢」欄の記載は「年度末に60歳になる」という情報と同程度の情報と言うべきであって、「権利利益を害する」程度が増大するとは考えられない。

よって、この「年齢」欄の記載についても開示されるべきである。

(5) 履歴書の記載について

本件決定において履歴書は、文書ごと不開示となっているため、対象部分を特定することはできないが、そこには、氏名のほか、本件名簿と同様に「所属」であるとか「年月」等の「職務の遂行に係る情報」が記載されているはずである。

したがって、これらの記載は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示されるべきである。

3 反論書の要旨

(1) 不可解な弁明

本件審査請求は、本件名簿のうち、「年齢」及び「通算」欄並びに「年度」、「年」及び「月」欄の不開示部分並びに「履歴書」のうち、「職務の遂行に係る情報」の部分を開示するよう求めている。

このうち、「年齢」については「受賞基準」から明らかであり、「教育奨励賞」受賞者等の例から「慣行として」公にされる場合もあるため、条例第8条第2号ただし書イを適用できると主張した。

しかし、教育長は「年齢」を含めて「身分の取扱いに関する情報」と十把ひとからげにして弁明を行っている。

また、「履歴書」については、少なくとも本件名簿で開示されているような内容が記載されていれば、その部分を開示すべきであろう。「履歴書」をまるごと不開示とした理由は、いまだに明かされていない。

審査請求書をきちんと読んでいるのだろうか。

(2) 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

教育長は、「年度、年月及び通算については、(中略)当該者の人事管理上必要とされる当該者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないことから、条例第8条第2号ただし書ハに該当しない。」と弁明するが、これは理解できない。

年度、年月及び通算については、正に「職務の遂行に係る情報」にほかならず、教育長は、条例第8条第6号と混同しているのではないか。

「人事管理上必要とされる～情報」が「職務の遂行に係る情報と言えない」という理屈が全く分からない。

なお、このことについて補足すると、同条第2号ただし書ハの解釈及び運用について「千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月12日制定)」は、「本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とはならない。」としている。

「年度、年月及び通算」については、「職務の遂行と直接関連を有する情報」であることは明らかであり、一方で「健康情報、休暇情報等や職員の所得情報、家族状況等の情報」には当たらない。

よって、条例第8条第2号ただし書ハに該当しないとする教育長の主張は誤りである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 本件対象文書の特定及び内容について

(1) 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件請求を受け、上記第2の3のとおり、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、当該推薦について平成28年6月7日付け教生第262号で教育振興部長の依頼に対し、平成28年7月15日付け教職第359号で千葉県教育庁教育振興部教職員課長が回答した行政文書である。

2 処分の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、メールアドレスは、条例第8条第6号に該当するとして、同文書中、順位、年齢、年度、年月、通算及び履歴書（以下「本件不開示部分」という。）は、条例第8条第2号に該当するとして、それぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

本件不開示部分のうち、年度、年月及び通算については、表彰された者に係る経歴が記録されており、個人に関する情報であって、当該者の権利利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当する。

本件不開示部分のうち、年齢及び履歴書については、氏名とともに一体として本件対象文書に記録されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

平成28年度千葉県教育功労者表彰については、表彰された者の氏名、所属等が千葉県ホームページに掲載されているが、本件不開示部分については掲載されておらず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

職員の定期的な人事異動については、異動となった職員の氏名、新所属職及び旧所属職が公表され、報道等で発表されているが、公表の時点における職員の氏名、所属等を明らかにしているものにすぎず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは言えないことから、同号ただし書イに該当しない。

ウ 条例第8条第2号ただし書ロ該当性について

本件不開示部分については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認めるべき特段の事情があるとは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

エ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件不開示部分のうち、年度、年月及び通算については、表彰された者に係る経歴が記録されており、当該者の人事管理上必要とされる当該者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハに該当しない。

本件不開示部分のうち、履歴書については、表彰された者の任用、給与、身分その他の当該者の人事に係る事務に用いるために実施機関によって保管されている詳細なものであり、その趣旨に鑑みると、当該者の人事管理上必要とされる当該者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハには該当しない。

オ 条例第8条第2号ただし書ニ該当性について

本件対象文書については、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報は記録されていないため、同号ただし書ニに該当するとは認められない。

3 弁明の理由について

審査請求人は、上記第3の2のとおり主張する。

しかし、上記2(2)のとおり、本件不開示部分のうち、年齢、年度、年月、通算及び履歴書は、表彰された者個人に係る身分の取扱いに関する情報であって、当該者についての職務の遂行に係る情報とは言えないこと等から、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

したがって、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 千葉県教育功労者表彰について

千葉県教育功労者表彰とは、教育行政・学校保健・芸術文化・社会教育・学校教育の5分野について、永年にわたり千葉県の教育・文化の発展に寄与した個人及び団体の功績を称えるため、実施機関が年度ごとに実施しているものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成28年度千葉県教育功労者表彰について、教育振興部長から関係各課に対し、千葉県教育功労者表彰候補者（以下「表彰候補者」という。）を選定した上で、必要な書類を提出するよう依頼があり、該当課となった教育振興部教職員課長が学校教育・個人の部の表彰候補者の報告を行う際に作成された起案文書及びその添付書類である。

上記文書は、起案用紙（その一）、伺い文が記載された起案用紙（その二）、平成28年度表彰候補者の推薦について（報告）と題する案文及び同施行文の写し、平成28年度表彰候補者の推薦について（依頼）、本件名簿、表彰候補者功績概要、表彰候補者の履歴書（人事カード）で構成されている。

実施機関は、本件対象文書中、職員のメールアドレスについては、条例第8条第6号に、表彰候補者の順位、年齢、各所属の着任時の年度（教諭・助教諭、副校長・教頭、校長及び行政の職ごとにそれぞれ記載されている。）、各所属の勤務年月数、各職の勤務年月数、通算勤務年月数及び履歴書（人事カード）については、同条第2号に該当するとして不開示とする本件決定を行っている。

3 本件決定について

審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めると主張しているため、不開示情報ごとに本件決定の妥当性を、以下検討する。

(1) 職員のメールアドレスについて

本件対象文書には、別表1のとおり、実施機関の職員のメールアドレスが記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第6号に該当するとして不開示としている。

当該メールアドレスは、通常、一定の関係者との間で業務上利用されるものであり、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用されたり、業務に関係のないメールが大量に送信され、業務に支障が生じるなど、県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、上記情報は、同条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 表彰候補者の順位について

本件対象文書には、別表1のとおり、表彰候補者の順位が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、表彰候補者ごとに順位が記載されており、実施機関の説明によれば、上記情報は、各表彰候補者の経歴等を踏まえ、千葉県の学校教育への貢献の度合いを順位化したものとのことであった。

そうすると、上記情報は、各表彰候補者に対する実施機関の職務上の評価であると解されるところ、社会通念上、個人の職務上の評価は、公にされるようなものではなく、当人にとっては通常他人に知られたいものであることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、上記情報が同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) 表彰候補者の年齢について

本件対象文書には、別表1のとおり、表彰候補者の年齢が記載されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

社会通念上、個人の年齢は、公にされるようなものではなく、当人にとってはみだりに公開されることを望まないものと解されることから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ところで、審査請求人は、千葉県教育功労者表彰県立学校個人の部の受賞基準に、受賞する年度で定年（60歳）に達する者であることとあるため、表彰候補者が、受賞した年度で60歳に達することは明らかであることから、慣行として公にされている情報であり、同号ただし書イに該当する旨主張する。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、確かに、当該受賞基準に審査請求人が主張する事実が記載されているが、これに該当しない者は一切認めないという趣旨のものではなく、平成9年度から同17年度において60歳以外の者が教育功労者として表彰されていることが認められた。

そうすると、表彰候補者が当然に受賞した年度で60歳に達するとは言えないことから、上記情報は慣行として公にされている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、上記情報が同号ただし書ロ、ハ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(4) 表彰候補者の各所属の着任時の年度及び勤務年月数、各職の勤務年月数並びに通算勤務年月数について

本件対象文書には、別表1のとおり、表彰候補者の各所属の着任時の年度及び勤務年月数、各職の勤務年月数並びに通算勤務年月数が記載されており、実施機関は、上記情報を千葉県ホームページ上で公開されている部分を除き、条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

上記情報は、表彰候補者の職務の経歴を示すものであり、社会通念上、個人の職務の経歴に関する情報は、公にされるようなものではなく、当人にとってはみだりに公開されることを望まないものと解されることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

ところで、審査請求人は、上記情報は公務員の職務の遂行に係る情報であり、条例第8条第2号ただし書ハに該当する旨主張する。

この点、同号ただし書ハにいう、「当該情報がその職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報を指し、公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報をその対象としているものと解される。

これを本件について見ると、本件名簿は、実施機関が平成28年度の表彰候補者を決定する過程で作成されたものであり、そこに記載された上記情報は、実施機関が人事上管理する表彰候補者の経歴を示すものにすぎず、表彰候補者となった当該公務員の担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報とは言えないため、当該公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。

また、上記情報が同号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは明らかである。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(5) 履歴書について

本件対象文書には、別表1のとおり、表彰候補者の履歴書が添付されており、実施機関は、上記情報を条例第8条第2号に該当するとして不開示としている。

当審査会が本件対象文書を見分したところ、履歴書には、表彰候補者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、本籍地、採用に関する事項、給与に関する事項、学歴、資格・免許に関する事項、休業・休暇に関する事項、研修に関する事項、職務に関して受けた表彰に関する事項、前歴に関する事項等が記載されているほか、採用から現在に至るまでの任用や昇給等の発令内容が記載されていることが認められた。

上記情報は、表彰候補者の個人に関する情報であることは明らかであり、個別の記載自体では特定の個人を識別することができない場合も考えられるが、氏名等の特定の個人を識別することができる部分を含む、全体として相互に関連性を有する一体の情報であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

ところで、審査請求人は、履歴書のうち、職務の遂行に係る情報が記載されている部分は同号ただし書ハに該当する旨主張する。

この点、履歴書のうち、資格・免許に関する事項には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に基づいて授与された免許状に関する種類、教科名、授与番号、授与者及び取得年月日が記載されている。

教員の要件については、免許法第3条第1項に「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」と定められており、教員免許状が必要とされている。教員免許状には、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状があり、それぞれ学校の種類の別等がある。普通免許状には、学歴に対応した基礎資格別に、専修免許状、一種免許状及び二種免許状の区分があり、また、同法第4条第5項に「中学校及び高等学校の教員の普通免許状（中略）は、次に掲げる各教科について授与するものとする。」と定められていることから、中学校及び高等学校の教員免許状は教科ごとに与えられるものであることが認められる。

そうすると、免許状の種類及び教科名については、教育活動そのものを示す情報ではないものの、法令に基づき正当に教育活動が行われていることを示すものであり、教育活動を行う上で直接関連を有する情報であると解されることから、当該表彰候補者の職務の遂行に係る情報と認められ、同号ただし書ハに該当する。

しかしながら、履歴書は、教員である表彰候補者に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されているもので人事管理の必要性からも作成されたものであり、免許状の種類及び教科名以外の部分は、職場の同僚等を含め、通常他人に知られたいと考えられる表彰候補者の評価及び私事に関するものであると認められ、表彰候補者となった当該公務員の担任する事務を遂行する場合における当該活動についての情報とは言えず、当該公務員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報とは認められないことから、同号ただし書ハには該当しない。

ところで、当審査会が確認したところ、教育功労者として表彰された者の氏名及び現在の職は千葉県ホームページ上で公表されており、本件対象文書に記載されている表彰候補者についても教育功労者として表彰され、同様に公表されていることが認められた。

そうすると、履歴書のうち、表彰候補者の氏名及び現在の職は、公表慣行が認められ、慣行として公にされている情報として、同号ただし書イに該当する。

以上のことから、履歴書のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報（表

題及び各欄の項目名は除く。)は、開示すべきである。

また、履歴書のうち、表題及び各欄の項目名については、単なる項目にすぎず具体的な情報を示すものではないため、開示すべきである。

しかしながら、履歴書のその余の部分については、条例第8条第2号本文前段に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

よって、実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月 6日	諮問書及び実施機関の弁明書の写しの受理
平成29年 7月21日	審査請求人の反論書の写しの受理
平成30年 7月30日	審議
平成30年 9月21日	審議

別表1

対象文書	不開示部分
本件対象文書	平成28年度表彰候補者の推薦について(報告)(案文)中、「職員のメールアドレス」
	平成28年度表彰候補者の推薦について(報告)中、「職員のメールアドレス」
	本件名簿中、 表彰候補者の「順位」、「年齢」、「各所属の着任時の年度及び勤務年月数」、「各職の勤務年月数」及び「通算勤務年月数」
	表彰候補者の履歴書

別表2

対象文書	開示すべき情報
本件対象文書	表彰候補者の履歴書中、 「表題」及び「各欄の項目名」並びに 表彰候補者の「氏名」及び「現在の職」並びに資格・免許欄の「免許状の種類及び教科名」

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)